

よくある質問

「指定袋」に関する
よくあるご質問にお答えします！



Q 指定袋の大きさは？

指定袋の大きさは次のとおりです。

容量	大きさ（マチ幅）
5ℓ	たて420mm×よこ180mm（約120mm）
10ℓ	たて500mm×よこ260mm（約140mm）
20ℓ	たて600mm×よこ330mm（約170mm）
40ℓ	たて750mm×よこ450mm（約200mm）

[10ℓの場合]



Q 指定袋の大きさなどはどのように決めたの？

ごみ有料化を実施している他市町村の指定袋の導入実績や市民・事業者の皆さまの指定袋の使用割合を参考に決定しました。

Q 指定袋はなぜ黄色なの？

黄色のごみ袋は、カラスからは際立って見えてしまい、内容物が視認しづらく、カラス被害の軽減効果があるとされています。

Q 指定袋は環境にいいの？

茅ヶ崎市の指定袋は、植物由来の原料を使用しており、石油資源の節約や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出抑制の効果があります。

Q 指定袋の値段の根拠は？

茅ヶ崎市は、令和16年度までに、家庭から出るごみの25%の削減（平成29年度比）を目指しており、全国で「ごみ有料化」を実施している自治体の調査結果からは、25%の削減効果を得るためには、40ℓ相当のごみ袋の販売価格を80円以上に設定することが適当であると報告されています。そのことに加えて、周辺自治体における料金水準を考慮し、県内先行市（藤沢市・鎌倉市・逗子市・海老名市）と同じ価格の1ℓあたり2.0円と設定しました。

Q 指定袋はどこで買えるの？バラ売りはしているの？

指定袋は、コンビニエンスストアやスーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンターなどで販売しています。販売店舗の一部では、10枚1パックでの販売に加え、バラ売り（1枚毎の販売）を行っています。

Q 茅ヶ崎市と寒川町の指定袋の価格の違いは？

茅ヶ崎市と寒川町では指定袋に関する制度が異なります。本市が導入している「ごみ有料化」は、ごみの排出量に応じたごみ処理手数料をご負担いただく制度ですが、寒川町が導入している「指定袋制」は、ごみ処理手数料を上乗せせず指定袋を販売しているため、本市と比べて販売価格が安くなっています。

Q 指定袋の代金（=ごみ処理手数料）の用途は？

指定袋の代金（=ごみ処理手数料）は、「ごみ減量化・資源化基金」に積み立て、焼却灰の処理やごみ処理施設の整備のための財源として活用していきます。「ごみ減量化・資源化基金」の運用状況は、市ホームページにてご確認ください。

Q 指定袋の販売価格に消費税はかかるの？

消費税を別途徴収することはありません。

Q 指定袋の使い方は？

指定袋の中に、中身がこぼれたり、はみ出さない程度にごみを入れ、持ち手もしくはベロの部分をしっかり結んでお出しください。外側の袋を指定袋にいただければ、中に透明半透明の袋を使用すること（二重袋）は可能です。袋の口が結べない場合やはみ出してしまう場合は、収集いたしませんので、他のサイズの指定袋をご活用いただくか長尺物や大きい物の出し方を参考としてください。

Q 長尺物の出し方は？

指定袋に入りきらない長尺物（品目の外周に指定袋を巻ききれぬもの）は、品目の外周に指定袋を巻ききれぬか、結びきれぬサイズ（5～40ℓ）の指定袋を使用してお出しください。

Q 大きい物の出し方は？

指定袋に入りきらない大きい物（品目の外周に指定袋を巻ききれぬもの）は、1点に対して、40ℓ相当分の指定袋を「ℓ表記」が見えるように品目に貼りお出しください。合計で40ℓ相当になればよいので、20ℓの指定袋を2枚などでも構いません。

Q 「指定袋」より「ごみ袋に貼るシール」の方が良いのでは？

排出量に応じた手数料を徴収することは「指定袋」を介して行うほか、「ごみ袋に貼るシール」を活用する方法もあります。「指定袋」は「ごみ袋に貼るシール」と比べ、排出量に応じた手数料を徴収することが容易であり、市民・事業者の皆さまの負担の公平性を確保できることから、全国の多くの市町村で採用されています。また、県内先行市においても「指定袋」を導入していることから、本市においても「指定袋」を採用しました。

Q なぜ「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」のみがごみ有料化の対象なの？

本市のごみ処理に関する課題を解決するためには、「ごみ」の減量に取り組んでいく必要があるため、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」をごみ有料化の対象品目としています。それ以外の品目は、適正に分別をすることができれば資源化が可能なおものであるため、ごみ有料化の対象品目としていません。

Q 指定袋を使わないで出せるごみはあるの？

環境美化や子育て・介護支援などの観点から「落ち葉・雑草・燃やせるごみに該当する枝幹」「紙おむつ・尿取りパット（ペット用は除く）」「ストーマ袋・腹膜透析パック」は、指定袋を使用せず、透明・半透明の袋で出すことができます。また、収集上危険が伴うものとして、「乾電池・蛍光管・水銀式体温計」は、指定袋を使用せず、透明・半透明の袋でお出しください。資源物（「プラスチック製容器包装類」「びん」「かん」「ペットボトル」「廃食用油」「金属類（指定8品目）」「古紙類」「衣類・布類」「剪定枝」）は、指定袋はを使用せず、お出しください。

加えて、集積場所や道路などの公共的な場所の清掃活動に伴うごみは、指定袋を使用せずボランティア清掃ごみとして出すことができます。

Q 指定袋を使わないで出せるごみに、指定袋は使用してもいいの？

資源物（「プラスチック製容器包装類」「びん」「かん」「ペットボトル」「廃食用油」「金属類（指定8品目）」「古紙類」「衣類・布類」「剪定枝」）と「乾電池・蛍光管・水銀式体温計」については、指定袋は使用することはできません。

それ以外の「落ち葉・雑草・燃やせるごみに該当する枝幹」「紙おむつ・尿取りパット（ペット用は除く）」「ストーマ袋・腹膜透析パック」については、指定袋に余裕がある場合やプライバシーなどが気になる場合は、指定袋を使用して出すことができます。

Q 「紙おむつ・尿取りパット」「ストーマ袋・腹膜透析パック」は、新聞紙に包んだり、消臭袋を使って出しているの？

ごみ袋にマジックなどで直接記入するか貼り紙で「紙おむつ」と表示するなど、それらが外見上わかるように出していただければ、紙に包んだり、消臭袋を使用していただいて構いません。

Q 指定袋は配布しているの？

次の社会的な配慮が必要な世帯に対しては、負担軽減措置として1世帯年間120枚を上限として、指定袋を配布しています。対象世帯へは、市より「引換券」を送付しております。

※生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、・特別児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成対象世帯

Q ペット用の尿取りパットは、透明・半透明の袋で出しているの？

「紙おむつ・尿取りパット」は、子育て世帯や高齢者世帯への支援の観点から対象外品目としており、ペット用の尿取りパットは、本来の趣旨とは異なるため、透明・半透明の袋でお出しいただくことはできません。

Q 指定袋を使用せず不適正に出されたごみ袋はどうしたらいいの？

指定袋を使用せず不適正に出されたごみは、指定袋を使用して正しく出す人と使用しないで出す人との間に「不公平感」が生じてしまうため、市では啓発シールを貼り、収集しておりません。出し直されず残り続け、交通上若しくは衛生上支障をきたす場合は、環境事業センター業務担当（0467-57-0200）へご連絡ください。状況に応じて、回収しています。

Q 指定袋を切ったり伸ばしたり加工して使用していいの？

指定袋を加工して使用することはできません。穴が空いてしまいテープなど止めていただくことは、問題ありません。

Q カラスに荒らされ散乱したものを集めたら「ボランティアごみ」として出していいの？

道路などの公共的な場所の清掃となるので、指定袋は使用せず「ボランティアごみ」としてお出しください。